

土地家屋調査士・測量設計業務従事者（実務取扱者）のみなさまへ

建設部所管公有地との境界確認・確定の
申出に係る提出書類の作成要領

平成19年4月

周南市建設部道 路 課
周南市建設部河川港湾課

1 本小冊子作成の経緯

平成12年4月1日に施行された「地方分権一括法」により、法務局備え付けの公図において地番が付されていない国有地（里道、水路等）は、公共的な用途に使用されているものについては、平成17年3月31日までに国から周南市建設部道路課及び河川港湾課（以下「建設部」という。）が譲与を受けています。

なお、平成17年4月1日現在譲与を受けず、公共的な用途に使用されている上記国有地については、今後、逐次譲与されることとなっています。

これらを受け、土地境界確認又は境界確定事務を適正かつ統一的に対応するために「周南市建設部所管公有地境界確認・境界確定事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）の制定（平成19年4月1日施行）を行いました。

2 本要領の配布にあたって

- (1) 山口県土地家屋調査士協会周南支部所属の土地家屋調査士の方へ配布しておりますが、その他の実務取扱者の方については、当建設部受付窓口においても、申出の事前相談時に配布します。
- (2) 本要領の配布は、法人、個人を問わず、実務取扱者に1部とします。複数必要な場合は、お手数ですが複写してお使いください。

3 その他

制定前に受け付けた「境界確認協議申出書」については、平成20年3月末日まで対応いたしますが、平成20年4月1日以降は要綱の規定に基づき対応いたします。

も く じ

1 土地境界確認・確定事務について

(1) 建設部道路課・河川港湾課が行う土地境界確認又は確定事務について	1
(2) 建設部道路課・河川港湾課が行う境界確認、確定事務とは	1

2 申出する場合の事前確認事項

(1) 法務局等において	2
(2) 既確認及び既確定並びに国有財産譲与契約締結の有無	2
(3) 境界確認及び確定済箇所について	2
(4) 里道、水路が混同する場合	2
(5) 提出書類等は、不備のないように	2

3 境界確認・確定に係る申出者の範囲

(1) 建設部所管公有地に接する土地の所有者	2
(2) 土地所有者が、法人の場合	2
(3) 土地所有者が、官公庁等の場合	3
(4) 申出地が、信託財産の場合	3
(5) 申出地が、共有地の場合	3
(6) 申出地が、共有地であっても区分所有建物の敷地の場合	3
(7) 区分所有建物の敷地の場合で、 <u>上記(6)によれない場合</u>	3
(8) 土地所有者が、死亡している場合	3
(9) 土地所有者が、未成年者等の場合	4
(10) 申出地が、「差押」かつ「裁判所競売開始決定」の状態にある場合	4
(11) 申出地の権利関係が複雑な場合	4
(12) 申出地地目が境内地若しくは墓地となる場合	4
(13) 土地所有者が、邦人で外国に居住している場合若しくは外国人である場合	4

4 代理人に権限を委任する場合について

(1) 全部委任の場合	5
(2) 一部委任の場合	5

5 現地立会い及び協議並びに同意取得における留意事項について

(1) 申出者、隣接等関係土地所有者、古老等地元精通者との立会い等	6
(2) 現地立会い及び協議並びに同意取得範囲について	6
(3) 隣接土地所有者対側土地所有者の同意の範囲について	6

(4) 不動産登記法第14条地図が登記所に備え付けられた地域で、上記(3)によれない場合	6
--	---

6 提出書類の作成・添付及び提出書類について

(1) 提出書類の作成は、下記(3)以降により作成	7
(2) 提出部数は、1部	7
(3) 土地境界確認・確定申出書	7
(4) 印鑑証明書及び商業登記簿謄本（資格証明書）	7
(5) 土地登記簿抄本（謄本）又は全部事項証明書	8
(6) 土地所有者調書	8
(7) 現地案内図	9
(8) 地図（公図）の写し	9
(9) その他	10

7 土地境界確認・確定申出書の受理ができない場合

(1) 2ページの3（申出者の範囲等）の要件を欠く場合	11
(2) 申出地の所有権について係争中の場合	11
(3) 既に境界確認・確定済みの場合	11
(4) 申出地に接する土地の所有権者が確認できない場合	11
(5) 申出書等提出書類の記載等が不備な場合	11

8 申出書受理後の事務処理・留意事項

(1) 土地境界確認・確定申出書の受理から土地境界確認書・確定書締結までの期間（別紙－1参照）	11
(2) 合意に達した場合	11
(3) 取り下げ書の提出	12
(4) 合意に達しない場合	12
① 取り下げられたものとみなして処理するもの	12
② 協議不能案件として処理するもの	12
③ 協議不調案件として処理するもの	12
(5) 土地境界確認・確定申出書の返戻	12
(6) 申出書受理後、記載事項に変更が生じた場合は関係書類を速やかに提出	13

9 申出書受理後、土地所有者が変更になった場合で、新しい土地所有者が土地境界・確定の申出の継続を希望する場合

土地所有者変更届の提出	13
-------------	----

1 0 土地境界確認書及び土地境界確定書の再交付について

	土地境界確認・確定再交付申請書の提出	13
1 1	提出書類の原本還付について	14
1 2	その他	14
1 3	申出書の提出及び問い合わせ先	15
別紙-1	土地境界確認・確定事務の流れと平均所要期間(概要)	16
別紙-2	土地境界確認申出書	17
別紙-3	土地境界確定申出書	18
別紙-4	土地所有者調書	19
別紙-5	土地境界確認・確定申出の取下げについて	20
別紙-6	土地所有者変更届	21
別紙-7	土地境界確認・確定書再交付申請書	22

1 土地境界確認・確定事務について

- (1) 建設部道路課・河川港湾課（以下「建設部」という。）が行う土地境界確認又は確定事務は、次のとおりです。（要綱第2条）

「周南市建設部所管公有地境界確認・境界確定事務取扱要綱」に基づき、「道路・河川事業用地としての市有地（土地登記簿上、周南市・周南市合併編入市町名義の土地）」及び「国から譲与を受けた土地（土地登記簿上、内務省・建設省・総理庁・大蔵省名義の土地（以下「有地番旧国有地」という。）」並びに同じく「国から譲与を受けた無地番旧国有地（里道、水路等）」とこれらに接する土地の所有者からの申出に基づき、当該土地との境界の確認又は確定を行います。

- (2) 「境界確認」、「境界確定」とは、次のことをいいます。

①「境界確認」とは

建設部所管事業の道路・河川事業用地で取得時等において、周南市と隣接土地所有者との間で境界は既に確定しているが、所有権境の合意の意思を書面に表していない箇所について、測量及び調査のうえ協議し境界を明示して双方の合意に基づき所有権境界を「土地境界実測平面図」に表し、署名、記名及び押印（申出者は実印）することにより境界を確認することをいいます。

《「境界確認」の場合の対象地は次のとおりです。》

- 建設部所管の道路・河川事業用地の市有地等。
- 市道及び認定外道路内の有地番旧国有地及び県有地。
- 河川区域内の有地番旧国有地及び県有地。
- 道路法及び河川法の規定により、私権制限のかかった道路及び河川区域内の民有地。

②「境界確定」とは

国から周南市が譲与を受けた無地番国有地について、境界を明示のうえ協議し、関係者全員の合意に基づき所有権境界を「土地境界実測平面図」に表し、署名、記名及び押印（申出者は実印）することにより境界を確定することをいいます。

《「境界確定」の場合の対象地は次のとおりです。》

周南市が国から譲与を受けた周南市法定外公共物管理条例第2条の規定で定める公共用財産。

2 申し出を行う場合は、次のことに留意してください。

- (1) 申出地に接する土地が、「建設部所管公有地」であることを山口地方法務局周南支局において確認してください。
- (2) 申出地及びその周辺に境界確認又は確定が済んでいるかどうか、また、法定外公共物については、周南市が国から譲与を受けているかどうかを窓口で確認してください。
- (3) 既に境界確認又は確定が済んでおり、座標値を用いて作製された地積測量図が法務局に保存されている申出地の境界確認又は確定は行いません。
- (4) 周南市が国から譲与を受けた無地番国有地の境界確定の申出において、確認区間に里道、水路が混同する場合は、道路課及び河川港湾課の双方で境界確定事務を行います。申出書の受け付けは申出地の隣接割合によって道路課又は河川港湾課のいずれかで申出書を受け付けます。
- (5) 「土地境界確認・確定申出書」（以下「申出書」という。）等提出書類等は、不備のないように作成してください。

3 境界確認・確定に係る申出者の範囲は、次のとおりです。

- (1) 建設部所管公有地に接する土地の所有者
- (2) 申出地の土地所有者が法人の場合は、その代表者とします。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、その清算人又は破産管財

人とします。

- (3) 申出地の土地所有者が、官公庁及び特殊法人にあつては、法令、定款又は寄付行為等の定める者とします。
- (4) 申出地が信託財産登記された信託財産である場合は、原則として、委託者及び受託者両者の共同申出（信託原簿の写しを添付のこと）とします。
- (5) 申出地が共有地の場合は、下記（6）、（7）を除き、共有者全員の申出とします。
- (6) 区分所有建物の敷地の場合で、共有者全員の申出とすることが困難な場合は、管理組合等の規約に基づき定められた代表者が申出とすることができます。
なお、この場合は、規約の写し又は申出を行うこと及び代表者であることを決定した総会等の議事録の写しを添付してください。
- (7) 区分所有建物の敷地の場合で、管理組合の規約等がない等の理由により、上記（6）によれない場合は、共有者の3分の2以上の同意に基づく同意書を添付することにより、選任された代表者が申出者となることができます。
なお、この同意書には、選任された代表者が境界確認又は確定の申出者となることに同意する旨を記載するとともに、当該3分の2以上の共有者の実印を押印し、それぞれの印鑑証明書を添付してください（原本は返却します。）。
- (8) 申出地の土地所有者が死亡している場合は、相続関係説明図（作成者の署名、記名及び押印したもの。）を添付し、その確認のため、相続人となるべき者が、民法第887条（子・代襲相続）及び第890条（配偶者）に該当する場合は、被相続人から始まる戸籍謄本（これ以外は、相続関係がわかる全部の戸籍謄本）、住民票、相続分割協議書、裁定書、その他の原本及び写しを提出してください（原本は返却します。）。

- (9) 申出地の土地所有者が未成年者の場合は、親権を証する書面、成年後見人等を必要とする場合は法定代理人であることを証する書面を添付し、法定代理人の氏名を土地所有者名に併記し実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付のうえ申出をしてください。
- (10) 土地の「登記簿抄本等」に「差押」かつ「裁判所競売開始決定」の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書等を添付してください。
- (11) 申出地の権利関係が複雑な場合は、申出人として当事者能力を有することが確認できる書面の写しを添付してください（例：破産管財人証明、その他裁判所の審判、判決、和解調書等）。
- (12) 申出地の地目が境内地若しくは墓地となっている場合及び申請者が境内地であるとする場合、財産処分につき宗教法人法（昭和26年法律第126号）第23条の規定に基づくそれぞれの宗教法人の規則で定める手続の完了を確認できる書類の原本を添付して申し出ることとします。
- また、規則に別段の定めがないときは、境界確認又は確定申請、立会及び合意に関する責任役員の決議によることとなり、その議決書の原本を添付して申し出てください（原本は返却します。）。
- (13) 次のような場合も、それぞれ必要な証明書を添付して申出者となることができます。
- ①土地所有者が邦人で、外国に在住している場合
- 住所についての証明書の添付が必要です。
 - ア 在外公館の在留証明書を添付してください。
 - イ 日本国の在外公館が存在しない地域にあっては、その地域を支配する権限ある官公署からの証明書を添付してください。
 - ウ 台湾在住の場合は、財団法人交流協会、在外事務所長の在留証明書
 - 印鑑等についての証明書の添付が必要です。
 - ア 住所地の日本領事館等に印鑑登録し、その印鑑証明書を添付してください。

イ 印鑑を使用する習慣がなく印鑑証明書が得られない場合は、本人の署名に相違ない旨を証明する住所地の日本領事の書面を添付してください。

ウ 外国在住の邦人が一時帰国中の場合は、本人の署名に相違ない旨の日本公証人の署名証明書を添付してください。

② 土地所有者が、外国人である場合

○ 本国に居住する外国人の場合は、各国官公署又は公証人の証明した居住及び署名証明書を添付してください（和訳文を添付してください。）。

○ 日本国内に在留する外国人の場合は、日本に住んでいることを証明する書類（住民票や在日各国領事館等が発行する在留証明書）と合わせて、印鑑証明書又は在日各国領事館等が発行する署名証明書を添付してください（和訳文を添付してください。）。

4 代理人に権限を委任する場合には、次のとおりです。

土地境界確認又は確定は、所有権界についての和解契約（民法第695条）であり、お互いの所有権の及ぶ範囲に関する意思表示によるものです。

民法第99条以下の代理に関する規定の適用があり、民有地側の所有者が土地境界確認又は確定の協議を行うことを委任することは可能です。

(1) 申出者が、申出から土地境界実測平面図に署名、記名及び押印するまでの一切の権限について代理人に委任する場合は、委任状及び委任者、代理人（受任者）それぞれの印鑑証明書を提出してください。ただし、委任状に代理人（受任者）の使用印が明示されている場合は、代理人（受任者）の印鑑証明書の添付は求めません。

(2) 現地での立会い等一部に関する権限を委任する場合は、申出者

と同じ印鑑（実印）を使用した委任状を提出してください。

5 現地立会い及び協議並びに同意取得における留意事項について

- (1) 現地立会い及び協議は、申出者、隣接等関係土地所有者、古老等地元精通者の立会いのもとに実施します。また、境界確認又は確定合意における同意取得は、原則権利持分者全員となります。
- (2) 現地立会い及び協議並びに同意取得範囲については、次のとおりです。
 - ① 「境界確認」の場合
 - 申出者
 - 申出地及び公有地と隣接する関係土地所有者
 - ② 「境界確定」の場合
 - 申出者
 - 申出地及び公有地と隣接する関係土地所有者
 - 申出地の対側地となる関係土地所有者（向う三軒隣）
- (3) 隣接地所有者及び対側土地所有者の同意の範囲については、権利持分者全員の同意を得ることが原則ですが、全員の同意が得られない場合は、権利持分者の過半数の同意を要します。

また、隣接地及び対側土地が相続登記未了の場合、法定相続割合の過半数の同意を要します（相続関係図の作成は不要ですが、可能な限り法定相続割合を明確にし、土地境界実測平面図内同意欄へ明記してください）。
- (4) 国土調査法に基づく地籍図、土地改良登記令に基づく図面及び土地区画整理登記令に基づく図面等不動産登記法第14条地図として登記所に備え付けられている地域であり、これによって現地

に表示した境界予定線が同意者の主張線と一致するが、やむを得ない事情により、上記（３）によれないときは、相当期間にわたり当該土地を平穩に支配又は利用している者で、権利持分者の一人であって、かつ、現在当該土地に係る固定資産税を納付している土地の現実の管理者の同意をもって足りるものとします。

6 申出書等の作成・添付及び提出部数については、次のとおりです。

- (1) 提出書類は、下記（３）以降により作成してください。
- (2) 申出書等の提出部数は１部です。
- (3) 申出書（要綱第４条、第１号様式、第２号様式）
 - ① 申出書は、別紙－２の土地境界確認申出書（第１号様式）又は別紙－３の土地境界確定申出書（第２号様式）を使用してください。
 - ② 申出者の住所、氏名等必要事項を署名、記名及び押印してください（押印は認印でも結構です。）。
 - ③ 申出者が法人の場合は、商業登記簿抄本、資格証明書、代表者事項証明書のいずれかを添付してください（原本還付しません。）。
 - ④ 申出者が複数（例：共有者、複数の相続人、信託財産）の場合は、同じ様式で裏面又は別紙に記載してください。
なお、別紙とした場合は、本申出書に添付し、申出者全員の押印により割印してください。
 - ⑤ 実務取扱者は、住所、連絡先、登録番号、氏名を記載し、職印等を押印してください。
併せて、当該申出案件の担当者の氏名も記載してください。

- (4) 印鑑証明書、申出書添付資料等は、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- (5) 申出地の土地登記簿抄本（謄本）又は全部事項証明書（以下「登記簿抄本等」という。）
- ① 発行後3ヶ月以内の土地登記簿抄本等（抄本の場合は、表題部と甲区欄）を添付してください（写しでも結構です。）。
 - ② 土地登記簿抄本等と印鑑証明書の住所が異なる場合は、住民票、戸籍の付票、商業登記簿抄本及び住居表示変更証明書の「写し」等のいずれか住所の沿革がわかる資料を添付してください。
 - ③ 土地登記簿抄本等に記載されている土地所有者が死亡している場合の相続関係説明図には、戸籍謄本（3－（8）参照）・住民票・相続分割協議書・裁定書・その他の原本及び写しを添付してください（原本は返却します。）。
- (6) 土地所有者調書
- ① 土地所有者調書は、別紙－4の土地所有者調書（第4号様式）を使用し、関係土地の登記原因及びその発生日も記入してください。
なお、地図（公図を含む。）の写しに記載する場合は、この限りではありません。
 - ② 「境界確認」となる場合、次の事項について必要な事項を記入してください。
 - 申出地
 - 申出地の両隣地
 - 申出地に接する公有地、有地番旧国有地等
 - 申出地の対側地（1筆以上）

- 申出地と申出地の対側地（1筆以上）に挟まれたその他の
公有地
- ③ 「境界確定」となる場合
 - 申出地
 - 申出地に接する公有地、有地番旧国有地等
 - 申出地の両隣地
 - 申出地の対側地（向う三軒隣）
- ④ 申出地の所有者の現住所と土地登記簿上の住所が異なる場合
は両方を2段書きにしてください。
なお、関係土地所有者の場合は、判明した時点で調書に記載
してください。
- ⑤ 申出地以外の土地が多人数の共有地の場合は、E欄の所有者
名は共有者全員でなく、例えば「周南太郎ほか〇〇名」で、F
欄の現住所は「周南太郎」の住所を記載してください。
- ⑥ 調査年月日欄も必ず記入してください。

(7) 現地案内図

- ① 現地について、周辺の公共施設、商業施設、最寄駅又はバス
停留所等の位置関係が明記されている地図を添付してください。
- ② 位置関係が明示できない場合は、国道、県道及び市道等の道
路からの経路を明記し、現地を○印等で明示してください。

(8) 地図（公図を含む。）

- ① 法務局備え付けの地図を、そのまま可能な限り広範囲に複写
してください。
- ② 字境、丁目境等により、「切図」となる公図の場合は、接合し

ないで少し離して見やすく編集した公図を提出してください。

- ③ 上記②と同様に「切図」で、位置関係が複雑な公図の場合は、接合した「合成図」と元の「切図」を一緒に提出してください。
- ④ 道路、水路等公図に着色及び幅員の記載があるものは、必ずそのとおり複写してください。
- ⑤ 上記①、②、③のいずれも、方位、縮尺、法務局名、複写年月日、複写担当者名を記入してください。
- ⑥ 申出箇所は、朱線で確認箇所を表示してください。
- ⑦ 必要に応じて旧公図及び閉鎖登記簿等の写しを添付してください。
- ⑧ 法務局備え付けの公図には、有地番であったものが消えている場合があります。このような場合には、旧公図等をもとに閉鎖された登記簿等により所有者を確認する必要があります。また、地図訂正を必要とする場合はご協力をお願いします。
- ⑨ 参考資料
参考資料として、地積測量図、土地実測図がある場合は写しを添付してください。

(9) その他

- ① 土地境界確認申出書（第1号様式）及び土地境界確定申出書（第2号様式）内の「申出理由」欄は、「境界確認（確定）のため」との単なる理由ではなく、「分筆」、「地積更正売買」、「用途廃止」、「用途変更」及び「加工承認申請」等の境界確認又は確定の成果による目的を詳細理由として明記してください。
- ② 申出地と隣接する土地及び申出地と対側となる土地の所有者が確認できない場合は、申出書を受け付けることができませんので、法務局等の保管資料を調査した後、受付窓口でご相談

ください。

7 次のような場合は、申出書の受理はできません。

- (1) 2ページの3（申出者の範囲等）の要件を欠く場合
- (2) 申出地の所有権について係争中の場合
- (3) 既に境界確認又は確定が済んでおり、座標値を用いて作製された地積測量図が法務局に保存されている場合
- (4) 申出地との隣接地又は申出地との対側地の関係土地所有者が、土地登記簿等において確認できない場合
- (5) 申出書等提出書類の記載等が不備な場合

8 申出書受理後の事務処理・留意事項は、次のとおりです。

- (1) 詳細は15ページの別紙ー1「土地境界確認・確定事務の流れと平均所要期間（概要）」を参照してください。
- (2) 土地境界確認及び確定に合意した場合には、申出者は次のことを行ってください。
 - ① 現地の境界確認又は確定点に申出者の費用負担により、永続性のある境界標（境界プレート等）を設置するとともに、関係土地所有者に所有者管理の重要性を積極的に説明してください。
 - ② 土地境界実測平面図に復元可能性が高い箇所の断面図を表示してください。

③ 完成した土地境界確認書又は確定書（市長公印を押印したもの）の引き渡しについては、受付窓口から電話でお知らせしますので、受領の際は、受領者の受領印を押印してください（署名でも結構です。）。

(3) 申出者は、申出者の事由により申出書を取り下げる場合は、別紙－5の土地境界確認又は確定申出の取下げについて（第10号様式）を提出してください。

(4) 合意に達しない等の場合は、建設部において、次のとおり事務処理を行います。

① 取り下げられたものとみなして処理するもの。

○ 土地境界確認又は確定申出書受け付け後、3ヶ月を経過しても申出者側の責に帰する事由で、現地立会及び協議を行う条件が整わない場合のもの。

ただし、申出者から遅延理由等の明示があったときで、正当な理由であると判断した場合は、処理の延期を認めます。

○ 現地立会い及び協議を完了した日（他の管理者の立会いを含む。）から、原則として2ヶ月以内に土地境界確認書又は確定書の提出がない場合のもの。

ただし、申出者から遅延理由及び土地境界確認書又は確定書の提出年月日の明示があったときで、正当な理由であると判断した場合は、明示された提出年月日まで延期を認めます。

② 協議不能案件として処理するもの

申出後、売買又は交換等により所有権が移転した場合のもの。

ただし、新しい土地所有者から、印鑑証明書、登記簿抄本等の必要な書類を添付した別紙－6の土地所有者変更届（第12号様式）の提出があった場合は、協議を継続します。

この場合、土地登記簿抄本等、資格証明書等の必要な書類を添付してください。

③ 協議不調案件として処理するもの

現地立会い及び協議を行った結果、合意に達しない場合

- (5) 申出書受理後、次のような場合は、当該申出書を申出者に返戻します。
- ① 既に境界確認又は確定が済んでおり、座標値を用いて作製された地積測量図が法務局に保存されている申出地であることが判明した場合
 - ② 上記①以外の理由により、建設部で受け付けるべきものでないことが判明した場合
 - ③ 土地境界確認・確定申出の取下げについて（第10号様式）が提出された場合
 - ④ 土地の所有権等について係争が判明した場合
 - ⑤ 上記（4）に該当した場合のもの。ただし、上記（4）の②のただし書きの土地所有者変更届（第12号様式）が提出された場合は除きます。
- (6) 申出書受理後、申出書の記載事項に変更が生じた場合は、住民票、資格証明書等、土地登記簿抄本等、公図等の変更事項が確認できる書類を速やかに提出してください。

9 申出書受理後、土地所有者に変更があり、新しい土地所有者が境界確認、確定の申出の継続を希望する場合は、次の書類の提出が必要です。

新しい土地所有者は、別紙－6の土地所有者変更届（第12号様式）を速やかに提出してください。

この場合、印鑑証明書、土地登記簿抄本等、資格証明書等の必要な書類を添付してください。

10 土地境界確認書及び土地境界確定書の再交付について

既に締結している土地境界確認書、土地境界確定書を紛失等により、再交付申請を行うときは、別紙－7の土地境界確認・確定再交付申請書（様式第14号）を用いて上記2、3、4、6及び7の項目の手続きにより、申出を行ってください。

なお、再交付申請者が土地境界確認書、土地境界確定書の合意者と異なるときは、土地所有権の沿革が判明できる資料の原本を提出してください（原本は返却します。）。

11 提出書類の原本還付について

印鑑証明書、資格証明書、相続関係図作成に係る戸籍及び附票、商業登記簿、代表者事項証明書、遺産分割協議書、住民票、裁定書、及び住居表示変更証明書等の原本還付を希望される場合は、その写しを用意してください。

12 その他

- (1) 未登記市道内に存置する法定外公共物（里道、水路等）及び法務局備え付け地図の写しにおける幅員1.5m（約5尺）未満の里道を市道として供用している路線については、周南市が国から譲与された周南市法定外公共物管理条例第2条第1項第3号の財産として、境界確定事務と同様に行うものとします（対側土地所有者の同意を要します。）。
- (2) 国土交通省との協定締結により管理している市道等及び山口県から降格された市道については、周南市に引き継がれたものとして取り扱うものとします。

1 3 申出書の提出及び問い合わせ先

〒746-8701 山口県周南市富田一丁目1番1号 新南陽庁舎 4階
周南市建設部 道路課 電話 0834-61-4415
F A X 0834-61-4441
〃 河川港湾課 電話 0834-61-4422
F A X 0834-61-4442

土地境界確認・確定事務の流れと平均所要期間（概要）

建設部道路課・河川港湾課

平均所要期間・項目	事務内容
土地境界確認・確定前の事前協議 ※ 資料調査、検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受付窓口において、事前協議時に持参された地図（公図も含む。）を基に、備え付けの土地境界確認・確定実績地図により、境界確認・確定の周辺実績を確認する。 ○ 境界確定か境界確認を区別するとともに、担当課を決定する。
土地境界確認・確定申出書の受理 ※ 立会期日の調整及び決定 ※ 記載洩れ等の確認 10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地境界確認・確定申出書及び各添付書類を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 土地所有者の住所・氏名 □ 土地登記簿抄本等(発行後3ヶ月以内) □ 地図等(公図を含む。) □ 土地所有者調書記載内容等
現地立会及び境界確認・確定の協議 10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実務取扱者の測量及び調査による境界予定線に基づき、申出者及び関係土地所有者等と協議する。
土地境界確認書・確定書の提出 ※ 記載洩れ等の確認 10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地立会・協議成立後、申出者等は土地境界確認書・確定書2部を作成し、担当者へ提出する。 ○ 担当者は、提出された土地境界実測平面図の内容を確認し、締結手続きを行う。
土地境界確認書・確定書の締結	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申出者等へ土地境界確認書・確定書の完成及び引渡しについて電話連絡する。
土地境界確認書・確定書の引渡し (平均 30日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 決裁文書受領印欄に申出者等の受領印若しくは署名を徴して提出された2部のうち1部を受け渡す。

(注) 所要日数は、過去の平均の期間です。

土地境界確認申出書

年 月 日

(あて先) 周南市長

土地所有者(申出者)

住 所

氏 名

印

実務取扱者

住 所

登録番号(土地家屋調査士・測量士)

氏 名

職印

担当者() 電話()

私所有の下記土地と建設部所管公有地(市道、準用河川)との境界(地図朱線の箇所)の確認を申し出ます。

記

1 土地の所在・地番

大字・町名	字・丁目	地番

2 申出理由 _____

3 立会年月日 年 月 日

4 提出書類

現地案内図、地図(公図)写し、全部事項証明書(写し可)、
土地所有者調書、その他参考資料

<p>受付印</p>

..... 申出者の方へ

※ 建設部道路課又は河川港湾課の所管する公有地であることを確認のうえ、申し出てください。

※ 協議成立の場合、申出者は土地境界実測平面図を添付した土地境界確認書を2部作成し、提出してください。

なお、①申出書受理後、3ヶ月を経過しても、当部の責に帰さない事由で現地立会い及び協議を行うことができない場合、②立会い完了後、1年以内に土地境界確認書の提出がない場合等は、「取下げがあったもの」又は「不能、不調案件」として処理し、当該申出書を返戻します。

※ この申出書の作成にあたっては、別記「建設部所管の公有地との土地境界確認・確定の申出に係る提出書類の作成要領」を参照のうえ記載してください。

土地境界確定申出書

年 月 日

(あて先) 周南市長

土地所有者(申出者)

住 所

氏 名

印

実務取扱者

住 所

登録番号(土地家屋調査士・測量士)

氏 名

職印

担当者() 電話()

私所有の下記土地と建設部所管公有地(法定外公共物)との境界(地図朱線の箇所)の確定を申し出ます。

記

1 土地の所在・地番

大字・町名	字・丁目	地番

2 申出理由 _____

3 立会年月日 年 月 日

4 提出書類

現地案内図、地図(公図)写し、全部事項証明書(写し可)、
土地所有者調書、その他参考資料

受付印

..... 申出者の方へ

※ 国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づき、国から周南市が譲与された公有地(里道、水路等)であることを窓口で確認のうえ、申し出てください。

※ 協議成立の場合、申出者は土地境界実測平面図を添付した土地境界確認書を2部作成し、提出してください。

なお、①申出書受理後、3ヶ月を経過しても、当部の責に帰さない事由で現地立会い及び協議を行うことができない場合②立会い完了後、1年以内に土地境界確認書の提出がない場合等は、「取下げがあったもの」又は「不能、不調案件」として処理し、当該申出書を返戻します。

※ この申出書の作成にあたっては、別記「建設部所管の公有地との土地境界確認・確定の申出に係る提出書類の作成要領」を参照のうえ記載してください。

土地所有者調査書

調査年月日 年 月 日

A 土地の所在		B	C	D	E 登記簿上住所	F 登記原因
大字・町名	丁目・字	地番	地積(m ²)	所有者名	現住所	その年月日

作成要領

- 1 次の土地については、土地登記簿・閉鎖登記簿の記載事項を調査のうえ、A欄からF欄まで記入してください。
 - ①「申出地」
 - ②「申出地の両隣の土地」
 - ③「申出地の対側地」（原則 1 筆以上向う三軒）
 - ④「申出地に接する公有地」
- 2 F欄の「登記簿上住所」と「現住所」が異なる場合は、2段書きしてください。

年 月 日

（あて先）周南市長

土地所有者（申出者）

住 所

氏 名

土地境界確認・確定申出の取下げについて

年 月 日付で申し出た下記土地と公有地（市道、準用河川、法定外公共物）との土地境界確認、確定申出は、下記の理由により取り下げます。

記

- 1 土地の所在
.....
- 2 受付番号 第 号
- 3 取下げ理由
.....

（注意） 市道、準用河川、法定外公共物のうち、必要なものを明記すること。

（あて先）周南市長

新土地所有者

住 所

氏 名

土 地 所 有 者 変 更 届

このたび、下記土地の所有権を取得しましたので届け出ますので、所有者変更事案として引き続き処理されますよう依頼します。

記

1 土地の所在

2 旧土地所有者

3 所有権変更登記年月日 年 月 日

4 登記原因

5 添付書類

全部事項証明書（土地）、資格証明書（法人の場合）、その他参考資料

年 月 日

（あて先）周南市長

（申出者）住所

氏名

実印

土地境界確認・確定書再交付申請書

年 月 日に締結した下記の民有地との土地境界確認・確定書の再交付を申請します。

記

- 1 土地の所在
- 2 締結時申出者との関係
- 3 再交付の理由
- 4 提出書類
 - (1) 位置図
 - (2) 地図（公図を含む）
 - (3) 土地所有者調書
 - (4) 全部事項証明書（写し可）
 - (5) 印鑑証明書（原本還付可）
 - (6) その他参考資料（戸籍謄本、原本還付可）

別記

土地境界実測平面図

作成要領

土地境界実測平面図作成方法

1. 表題部については、別紙例によることとし、申出土地の地番を記載してください。
2. 用紙は、原則として最大、日本工業規格A列2番とし、長期保存に適した品質の普通紙（中性紙）で品種は上質紙とし、紙の厚さは70～80 g/m²程度としてください。
3. 縮尺は、原則として1/250としてください。
4. 寸法は、算用数字を用いてください。
5. 境界点はP、引照点はS、機械点はT、の記号を用い、成果表を設けて各点の座標値を明記してください（境界確定事務の場合は、対側土地にも明記してください）。
6. 引照点は明確な永久構造物を用い、後日境界点復元に必要な点数としてください。
7. 境界点及び引照点が図面上わかりにくい場合は、詳細図を記載してください。
8. 図面の位置取りは、北を上向きにすることを原則とし、方位は北方向に矢印等を記入してください。
9. 境界線に接する地番は、算用数字を用いてください。
10. 作成者欄は、作成者が記入し押印してください（実務取扱者の資格番号も記入してください）。
11. 確認、確定区間を朱書きで表示してください。

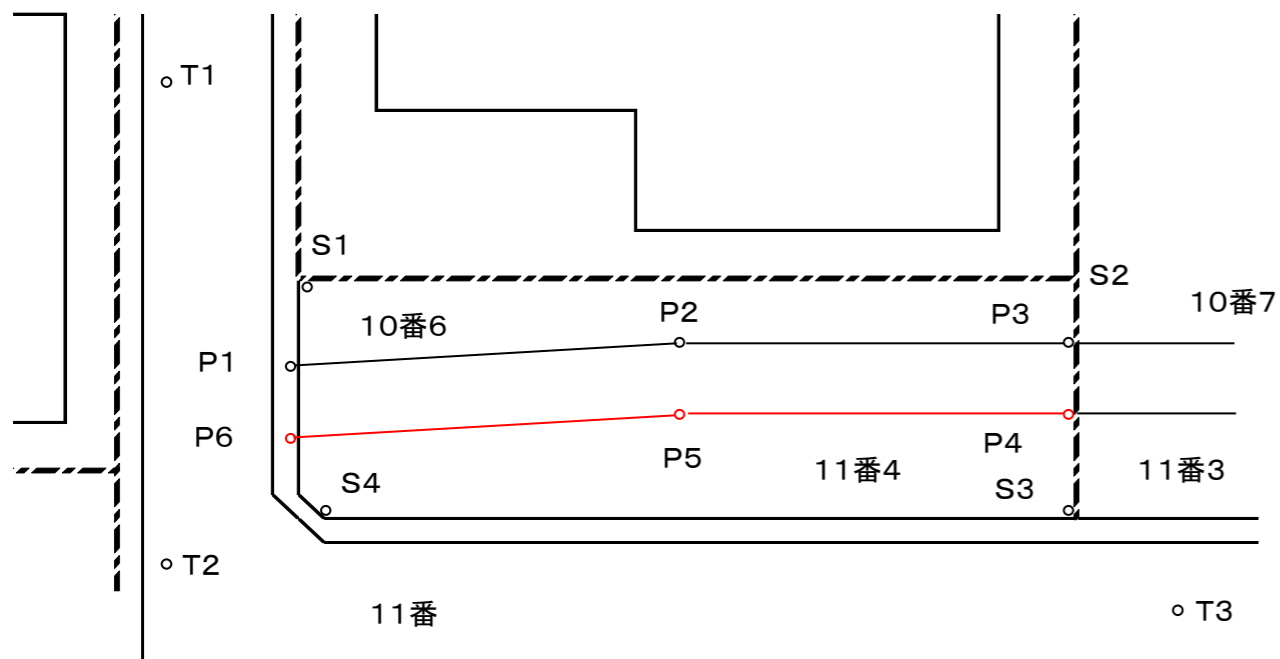
(参考例)

土地境界実測平面図

土地の所在

縮尺、方位

単位：メートル



凡 例

Pn 境界点

Sn 引照点

Tn 機械点

—○— 確認線、確定線

(例)

符号	X	Y	現 況
P1			
P2			
P3			
P4			
P5			
P6			
S1			
S2			
S3			
S4			
T1			
T2			
T3			

(注) ① X、Yは、座標値を記載する。

② 現況は、コン杭・鋸・ブロック塀等を記載する。

ただし、これを図面に表示してもよい。

③ 境界確定の場合、対側地の座標値を用いてください。

私有地と公共用財産との境界は、現地及び図面に表示されたとおり異議ありません。

隣接・対側土地所有者の地番	住所、氏名、印	同意年月日

(注) 隣接・対側土地が相続登記未了の場合、法定相続割合を明記すること。

作成者	印
	資格登録番号
測量年月日 平成 年 月 日	